長野しんきん「しんみせ」応援プロジェクト事務局　行き

**第2回長野しんきん「しんみせ」応援プロジェクト2次選考申込書**

**提出日　令和元年　　月　　日**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **受付番号** | 2 |  |  |  |  |
| **代表者住所** | **〒** | | | | |
| **事業所住所**  **（創業前の方は、創業予定地）** | **〒** | | | | |
| **企業名**  **（屋号）** | **（フリガナ）** | | | | |
| **代表者名** | **（フリガナ）** | | | | |
| **代表者生年月日** | **昭和・平成　　　年　　　月　　　日** | | | | |
| **連絡先** | **TEL：** | | | | |
| **メールアドレス** |  | | | | |
| **業種** |  | | | | |
| **創業時期／創業年数** | **平成・令和　　　年　　月　　　　　／　　　　　　　年** | | | | |

**【2次選考提出書類チェックリスト】**

下記の書類を本チェックリストと併せて提出期限までに

**担当の「しんみせサポーター」がいる各営業店窓口まで**ご提出ください。

|  |
| --- |
| **2次選考書類提出期限　令和元年10月2日（水）** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | | **提出書類** | **応募者**  **チェック欄**  **（✔をお願いします。）** |
| **1** | **対象者** | **創業を証明する書類（開業届等）**  **※既に創業されている方のみ** |  |
| **2** | **必須** | **第2回長野しんきん「しんみせ」応援プロジェクト**  **2次選考書式①（事業計画書）** |  |
| **3** | **必須** | **第2回長野しんきん「しんみせ」応援プロジェクト**  **2次選考書式②（損益・収支計画書）** |  |

お問い合わせ先

住所　長野市居町133番地1

長野信用金庫　地域みらい応援部　長野しんきん「しんみせ」応援プロジェクト事務局

ＴＥＬ：０２６－２２８－０２２１

|  |
| --- |
| **注意事項** |
| **【2次選考における注意事項】**  ・当金庫ホームページ（<http://www.nagano-shinkin.jp/hojin/service/sinmise/daini/>）より、本申込書、2次選考書式①（事業計画書）及び2次選考書式②（損益・収支計画書）をダウンロードし、全ての項目について記入してください。  ・本申込書、2次選考書式①及び2次選考書式②の提出期限は**令和元年10月2日（水）**厳守です。  ・本申込書、2次選考書式①及び2次選考書式②を記入・印刷の上、**担当の「しんみせサポーター」がいる各営業店窓口まで**ご提出ください。  ・2次選考書式の記入内容について、ご提出済みの1次選考書類と内容が重複しても構いません。  ・2次選考書式への記載は手書きでも構いません。  ・選考は受付期間内に提出された書類により行います。書類の差し替え・追加提出・訂正・返却等には応じられませんのでご注意ください。  ・選考の結果は、令和元年10月17日以降**2次選考通過者のみ**に郵送と当金庫ホームページへの結果掲載（合格者の受付番号を掲載）にて発表いたします。なお、選考内容に対する個別のお問い合わせには、お答えできません。  **【その他注意事項】**  ・応募者は、募集要項の内容について十分に理解し、同意されたものといたします。  ・本プロジェクトで知り得た情報は、「本プロジェクトの選考、応募プランの事業化支援および本プロジェクトに関するご案内・各種ご提案」を目的として利用し、それ以外の目的に利用いたしません。  ・応募者の個人情報、申込書に記載された内容については、本プロジェクトの選考にかかわる事項を除き、非公開とします。ただし、応募者名、事業名、事業の概要について、個別に相談させていただいた上で当金庫ホームページ上に公開させていただく場合がございます。  ・特別ノウハウや営業上の機密事項については法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。  ・応募資格に対する虚偽の事実や、募集要項に対する違反があった場合には、失格やスタートアップ応援金の交付を取り消しとする場合がございます。  ・スタートアップ応援金は長野信用金庫からの助成金であり、出資・融資ではありません。また、税務上の取り扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。  ・スタートアップ応援金を事業化目的以外に使用した場合には返還を求める可能性がございます。 |